

組合相談 コーナー

『 組合への加入及び組合からの脱退について 』



Q 組合の加入と脱退の手続きについて教えてください。

A ①加入手続きの流れ

加入申込書の提出⇒総会又は理事会で諾否を決定する⇒加入承認書を加入申込者に通知する⇒加入者は出資金の払込をする⇒出資金の払込を完了した時に組合員となる⇒組合は新規加入があった旨を組合員に通知する⇒組合員名簿の整備

②脱退手続きの流れ（自由脱退で事業年度末が3月31日のケース）

定款に定める期間内に脱退申出（予告）⇒脱退者は脱退予告書を提出する⇒併せて持分払戻請求も行う⇒3月31日をもって脱退⇒組合において決算書の承認を受けた後、脱退者持分払戻計算書に基づき遅滞なく払戻し⇒脱退者から領収証をもらう

〈留意点〉

加 入

加入は、組合と加入希望者との間で結ばれる契約であり、加入希望者の加入の意思表示とこれに対する組合の承諾によって成立するものです。

●加入の自由 …… 組合に任意に加入することができる、いわゆる加入の自由は、中小企業等協同組合法の基本原則であるとされています。したがって、組合員資格を有する者の加入は、その者に加入の意思ある限り原則として組合員となることを拒む事はできません（組合及び組合事業の円滑な運営を考慮して「正当な事由」がある場合は加入を拒否できます）。また、加入の意思がないのに強制的に加入させられることもありません。

●加入の形態

原始加入：資格の有する者が新たに組合に対して出資して加入

持分承継加入：既存の組合員の有している持分を譲り受けて組合員となるもので次の2つの加入形態があります。

(1) 相続加入⇒死亡した組合員の持分を相続することによって組合員となる場合

(2) 譲受加入⇒既存の組合員の有している持分を譲り受けて組合員となる場合

脱 退

脱退は組合という団体を脱しその構成員メンバーとしての地位を捨てることであり、組合員は原則として自由に組合を脱退することができます（協業組合においては原則として持分譲渡が必要）。

●脱退の自由 …… 脱退の自由は、加入の自由とともに組合の基本原則として法律に定められています。なお、脱退の時期はその形態によって異なります。

●脱退の形態

自由脱退：組合員が自分の意思により自発的に行う脱退です。その理由はどのようなものであるかは問いません。脱退は、脱退希望者の一方的意思表示によって効力を生ずる単独行為です。脱退の時期は事業年度末の90日前（定款で1年まで延長できます。）までに書面により組合へ予告し、事業年度末において脱退となります。従って年度末までは組合のメンバーである事から、組合員としての権利を行使できる他、賦課金納入等についても負担する義務があります。

法定脱退：法の定める一定の事由が組合員に発生することによって、その組合員が当然に組合を脱退し、組合員としての地位を喪失するものです。

脱退の時期は脱退事由発生時で事由としては、次の4つが法に定められています。

- 組合員資格の喪失（廃業等）
- 死亡又は解散
- 公正取引委員会の排除措置命令
- 除名